

4.16 電波障害

(1) 現況調査

1) 調査内容

① テレビ電波の発信状況

調査項目は、計画区域及び周辺で受信できる地上デジタル放送及び衛星放送の発信状況とする。

② テレビ電波の受信状況

調査項目は、計画区域及び周辺で受信できる地上デジタル放送及び衛星放送の受信状況とする。

③ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況とする。

2) 調査方法

① 既存資料調査

(ア) テレビ電波の発信状況

(一社)日本CATV協会等から公開されている資料を収集・整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査は、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

② 現地調査

(ア) テレビ電波の受信状況

電界強度測定車を用いて路上調査を行う。

3) 調査地域・地点

調査地域は、想定される施設の存在により、テレビ電波の受信に影響を及ぼすおそれがあると認められる計画地周辺とし、調査地点は、テレビ電波受信への影響予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。

4) 調査期間・頻度

① 既存資料調査

テレビ電波の発信状況、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況資料は、入手可能な最新年とする。

② 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、1回とする。

(2) 予測

1) 予測内容

① テレビ電波の電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度

地上デジタル放送、衛星放送によるテレビ電波の電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度を予測する。

2) 予測方法

電波障害について理論式により計算し、電波障害の範囲を予測する。

3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

4) 予測時期等

予測時期は、供用時（工事が完了した時期）とする。

(3) 評価

1) 評価方法

電波障害への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

2) 環境の保全に関する配慮方針

・ 供用後の各進出企業の施設に対し、建物の高さ及び配置に配慮すること、必要に応じ適切な電波障害対策を講じるよう指導する。